

第二次川越市 文化芸術振興計画



川 越 市

川越市民憲章

(昭和 57 年 12 月 1 日制定)

先人の輝かしいあゆみにより、すばらしい歴史的遺産をもつ川越。わたくしたちは、このまちに生きること誇りををもって、さらに住みよい魅力あふれるまちづくりをすすめていくことを誓い、ここに市民憲章を定めます。

- 1 郷土の伝統をたいせつにし、平和で文化の香りたかいまちにします。
- 1 自然を愛し、清潔な環境を保ち、美しいうるおいのあるまちにします。
- 1 きまりを守り、みんなで助けあう明るいまちにします。
- 1 働くことに生きがいと喜びを感じ、健康でしあわせなまちにします。
- 1 教養をふかめ、心ゆたかな市民として、活力にみちたまちにします。

■市紋章
(明治 45 年制定)



■市の木 かし
(昭和 57 年制定)



■市の花 山吹
(昭和 57 年制定)



■市の鳥 雁
(平成 4 年制定)



はじめに



近年、精神的豊かさや生活の質の向上が重視される社会と言われております。

このような成熟した社会において、文化芸術は、人々がゆとりと潤いを実感できる心豊かな生活を実現するとともに、活力ある社会の実現に向け今後ますます重要な意義を持つものと考えております。

そこで、本市では、文化芸術振興施策を計画的に推進するため、平成23年3月に「川越市文化芸術振興計画」（計画期間：平成23年度～平成27年度）を策定し、文化芸術の振興に取り組んでまいりました。

この度、「川越市文化芸術振興計画」の期間満了に伴い、本市の文化芸術を取り巻く環境の変化やこの5年間の成果と課題等を踏まえ、平成28年度から平成32年度までに取り組むべき施策を示した、「第二次川越市文化芸術振興計画」を策定いたしました。

本計画においては、ウェスタ川越のオープン、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催、少子高齢化の影響など環境の変化も踏まえ、本市の文化芸術振興の計画的かつ継続的な推進を図ることとし、ひいては第四次川越市総合計画に掲げられた将来都市像「人がつながり、魅力があふれ、だれもが住み続けたいまち 川越」の実現につなげてまいりたいと考えております。

市民の皆様には、本計画の推進にあたり、引き続き御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成28年3月

川越市長 川合善明

目 次

I 策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	2

II 現状と課題

1 文化行政を巡る環境	3
2 第一次川越市文化芸術振興計画の成果と今後の課題について	8
3 計画策定における主要な視点	13

III 文化芸術振興計画の理念と目標

1 基本理念	15
2 基本目標	16
3 施策の体系	18

IV 文化芸術振興施策

施策 1 連携・協働による新たな文化芸術の創造	19
施策 2 若い世代が文化芸術事業に参加しやすいしくみづくり	20
施策 3 文化芸術活動拠点の活用	21
施策 4 子どもたちが文化芸術に親しむ機会づくり	22
施策 5 文化芸術が身近にある環境づくり	23
施策 6 文化芸術活動への支援	24
施策 7 文化芸術活動の場の整備	25
施策 8 文化交流の促進	26
施策 9 指定文化財・伝統芸能等の保存	27
施策 10 指定文化財・伝統芸能等の活用	28

V 計画の推進

1 計画の推進体制	29
2 計画の進行管理	29
3 計画の指標	30

資料編	31
第二次川越市文化芸術振興計画策定経過	32
川越市文化芸術振興計画審議会条例	33
第二次川越市文化芸術振興計画審議会 委員名簿	34
川越市文化芸術振興計画検討委員会設置要綱	35
文化芸術振興基本法	37

I 策定にあたって

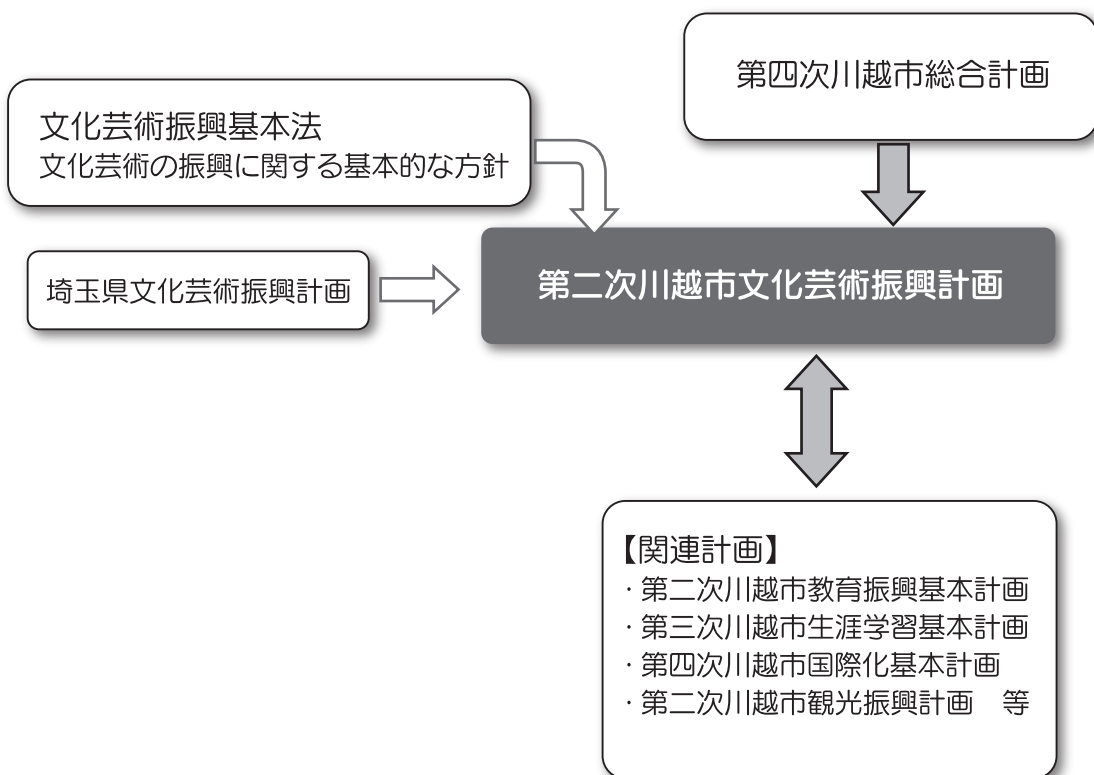
1 計画策定の趣旨

平成 13 (2001) 年に公布された「文化芸術振興基本法」では、地方公共団体は、国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術の振興のために必要な施策の推進を図るよう努めるものとする、とされています。

このことにより、本市では、川越市文化芸術振興計画を平成 23 (2011) 年 3 月に策定しましたが、平成 27 (2015) 年度をもって計画期間が終了することから、引き続き本市文化芸術の施策を計画的かつ継続的に推進するため、第二次川越市文化芸術振興計画を策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は「第四次川越市総合計画」を上位計画とした文化芸術に関する個別計画として策定するものとし、また関連計画との整合を図りながら、本市文化芸術振興のために必要な施策を計画的かつ継続的に推進するものです。



第四次川越市総合計画における文化芸術の位置付け

平成 28 (2016) 年度から平成 37 (2025) 年度までの 10 年間を計画期間とする「第四次川越市総合計画」では、基本構想の理念として 3 つのまちづくりの視点を掲げています。文化芸術の観点からは、「連携・協力」と「持続可能」という 2 つの重要な視点を持ちながら、歴史・文化を生かした魅力あるまちづくりを進めていくことが求められています。

更に、総合計画の将来都市像である「人がつながり、魅力があふれ、だれもが住み続けたいまち 川越」を実現するために、教育・文化・スポーツの分野では「歴史と文化を感じながら学びあい、豊かな心を育むまち」を基本目標として掲げ、施策としては「文化芸術活動の充実」「文化財の保存・活用」を挙げています。

■基本構想の理念

○人と人とのつながりから広がるまちづくり

さまざまな主体との協働を進めるとともに、人と人、人と地域などの連携や協力によって、結びつきを広げながら、みんなでまちをつくります。

○魅力を高め、活力を生み出すまちづくり

先人から受け継いだ歴史や文化、豊かな自然を大切にしながら、新たな価値を創造し、訪れたい、しごとをしたい、住み続けたいまちをつくります。

○持続可能なまちづくり

人口減少や少子高齢化、社会資本の老朽化、環境問題などに対応しながら、未来に向けて、平和で安全に、安心して過ごせるまちをつくります。

■教育・文化・スポーツの分野の基本目標

歴史と文化を感じながら学びあい、豊かな心を育むまち

(文化芸術活動の充実)

市民の文化芸術活動の支援や文化芸術に触れる機会づくりを推進し、成熟したまちにふさわしい文化芸術活動の充実に努めます。

(文化財の保存・活用)

本市が誇る文化財を保護し、次世代に継承します。また、伝統的建造物群保存地区等について、歴史的風致の維持、向上に努めます。

3 計画の期間

本計画の期間は、平成 28 (2016) 年度から平成 32 (2020) 年度までの 5 年間とします。

なお、社会情勢や市民ニーズの変化、本計画の進行状況などを踏まえ、必要に応じて見直します。

Ⅱ 現状と課題

1 文化行政を巡る環境

(1) 社会情勢

① 人口減少と少子高齢化の進行

本市の人口は、15 歳から 64 歳までの生産年齢人口の減少が始まっていますが、総人口については平成 30 (2018) 年、また世帯数は平成 37 年 (2025) 年にピークを迎え、その後は減少に転じると推計されています。

14 歳以下の年少人口は、平成 27 (2015) 年の 45,537 人が平成 37 (2025) 年には 40,409 人へと減少しますが、65 歳以上の高齢者人口は、平成 27 (2015) 年の 84,779 人が平成 37 (2025) 年には 95,682 人へと増加することが推計されています。

文化芸術の分野における高齢化の影響としては、より充実した余暇時間の過ごし方に関心を持ち、さまざまな活動に参加する高齢者の増加が想定されます。一方、人口減少や少子化の影響としては、地域コミュニティの衰退や文化芸術の担い手不足が指摘されています。こうした人口減少や少子高齢化の進行に対応した取組を進めていくことが求められています。

② 民間との連携・協働

行政の役割の見直し等により、さまざまな分野において民間との連携・協働による取組が進められています。文化芸術の分野においても、NPO 法人や各種ボランティア団体等による活動をはじめとした、市民、民間団体、事業者と行政との連携・協働による取組が広がりを見せており、民間の役割はますます重要となっています。

③ 情報通信技術の発達・普及

インターネット等の情報通信技術の発達と普及により、地方においても多様な情報の受発信が可能となるなど、情報環境の利便性は飛躍的に向上しました。文化芸術の分野においても、情報通信技術を効果的に活用することが求められています。

また、情報通信技術の発達・普及は、SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス) (※1) など人と人とのつながりを生み出していますが、一方では、人間関係の希薄化等の社会的課題が生じています。相手や他人を思いやる心を育むという面において、文化芸術の果たす役割は重要となっています。

※1 SNS : Social Networking Service の略。Twitter や Facebook などに代表される、人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型のウェブサイトのこと。

④ 東日本大震災を契機とした文化芸術の役割についての再認識

平成 23 (2011) 年に発生した東日本大震災からの復興において、被災地では文化芸術に触れることで、震災のストレスが軽減された、日常を取り戻すきっかけとなった等の評価がありました。文化芸術により勇気や希望を取り戻し、対話を促す等の事例が明らかになるなど、文化芸術の影響力が改めて認識されることとなりました。

(2) 国の動向

平成 13 (2001) 年 12 月、文化芸術の振興のための基本的な法律として「文化芸術振興基本法」が成立しました。この法律は、文化芸術に関する活動を行う人々の自主的な活動を促進することを基本としながら、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、心豊かな国民生活と活力ある社会の実現に貢献することを目的としています。

この法律の規定に基づき、「文化芸術の振興に関する基本的な方針 (※2)」(以下「基本方針」という。)として、平成 14 (2002) 年 12 月に第 1 次基本方針が策定され、「社会を挙げての文化芸術振興」として文化芸術振興の基本理念等が示されました。その後の第 2 次、第 3 次基本方針では、文化芸術の振興の方向性 (重点戦略) や基本的施策が示されました。また、平成 27 (2015) 年 5 月に策定された第 4 次基本方針では、文化芸術を取り巻く諸情勢の変化等を踏まえて基本方針を見直し、「文化芸術立国 (※3)」の姿を創出するための国家戦略となることを目指しています。

また、平成 24 (2012) 年 6 月に、実演芸術の振興を図るため「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律 (※4)」が成立したほか、平成 26 (2014) 年 3 月には、東京オリンピック・パラリンピックが開催されるまでの間を、文化政策の振興のための計画的強化期間と位置付け、「文化芸術立国中期プラン」を公表しています。

※2 文化芸術の振興に関する基本的な方針：文化芸術振興基本法に則り、文化芸術を取り巻く諸情勢の変化を踏まえた対応及び文化芸術振興の基本理念等を示した上で、5、6 年のスパンでの重点戦略、基本的施策を定めたもの。

※3 文化芸術立国：第 2 次基本方針で、「今後一層文化芸術を振興することにより、心豊かな国民生活を実現するとともに、活力ある社会を構築して国の魅力を高め、経済力のみならず文化力 (文化芸術の持つ、人を引き付ける魅力や社会に与える影響力) により世界から評価される国」=「文化芸術立国」を目指す必要があるとしている。

※4 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律 (平成 24 (2012) 年法律第 49 号)：我が国の劇場や音楽堂、文化会館、文化ホール等 (以下「劇場、音楽堂等」という) に係る現状や課題を踏まえ、文化芸術振興基本法の基本理念に則り、劇場、音楽堂等の活性化を図ることにより、我が国の実演芸術の水準の向上等を通じて実演芸術の振興を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現等に寄与するために制定。

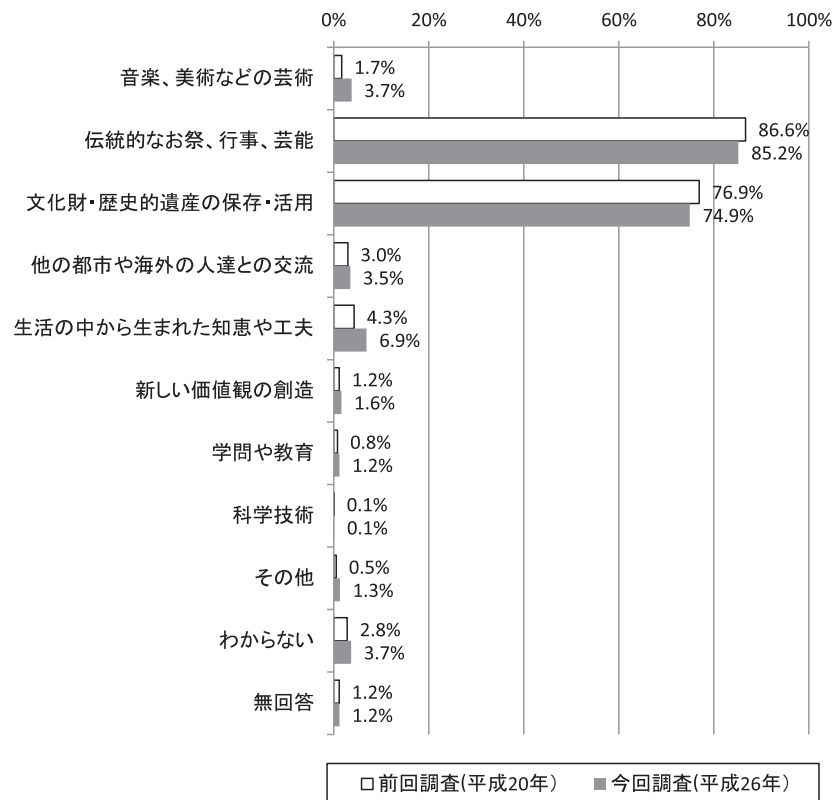
(3) 埼玉県動向

埼玉県では、平成 21 (2009) 年 7 月、文化芸術振興の基本理念や県の責務を定めた「埼玉県文化芸術振興基本条例」を施行し、同条例第 4 条の規定に基づき「埼玉県文化芸術振興計画」(平成 23～27 年度)を策定、文化芸術振興施策の総合的かつ計画的な促進を図っています。

(4) 本市文化芸術の特色

平成 26 (2014) 年に実施した「文化芸術振興に関する意識調査(※5)」(以下「意識調査」という)のなかで、「『川越の文化』という言葉に対するイメージ」について回答を求めたところ、「伝統的なお祭、行事、芸能」が 85.2%で最も多く、次いで「文化財・歴史的遺産の保存・活用」が 74.9%となっています。前回調査(平成 20 (2008) 年)と比較し、ほぼ同じ結果となっています(表 1)。

(表 1) 「川越の文化」という言葉に対するイメージ



「文化芸術振興に関する意識調査」より

※5 文化芸術振興に関する意識調査：市民の文化活動の状況と文化に関する考え方等を把握するため、平成 26 (2014) 年 7 月に、満 16 歳以上の市民 3,000 人を無作為に抽出して、アンケート調査を行ったもの。有効回収数：1,576 件、有効回収率 52.5%

市内に数多く残る文化財は、早くから人々の活動が盛んであったことを物語っています。川越まつり（※6）をはじめとする各地の伝統行事から、小江戸川越ライトアップ事業（※7）などの比較的新しいものまで、市民活動や地域コミュニティの醸成により、さまざまな催しが行われています。町並み保存に端を発するまちづくりや文化発信を主体とする NPO 活動、大学や自治会の連携による地域子ども育成事業など、発展的な活動へと移行しているケースも見られます。

また、本市では、戦後間もない昭和20年代に川越市文化団体連合会、川越美術協会の前身が発足しています。昭和 39（1964）年には県内で初めての市民会館が開館、さらに、平成 14（2002）年には県内 2 館目となる市立美術館を開館しました。平成 27（2015）年には老朽化した市民会館に代わり、ウェスタ川越（※8）大ホールがオープンしました。このように本市では、周辺の自治体に先駆けて文化芸術活動が行われるようになり、それに伴い、文化施設を整備して、広く発表や鑑賞の機会を提供してきました。

市民の文化活動の状況については、意識調査において、最近 1 年間の鑑賞経験について調査を行ったところ、「鑑賞していない、鑑賞できなかった」との回答が 24.7 %で、前回調査の 26.6 %よりやや減少しました。理由については、「興味はあるが時間がとれない」が、前回調査と同様に最も多い回答でした（表 2）。引き続き、だれもが鑑賞しやすい環境づくりを推進する必要があります。

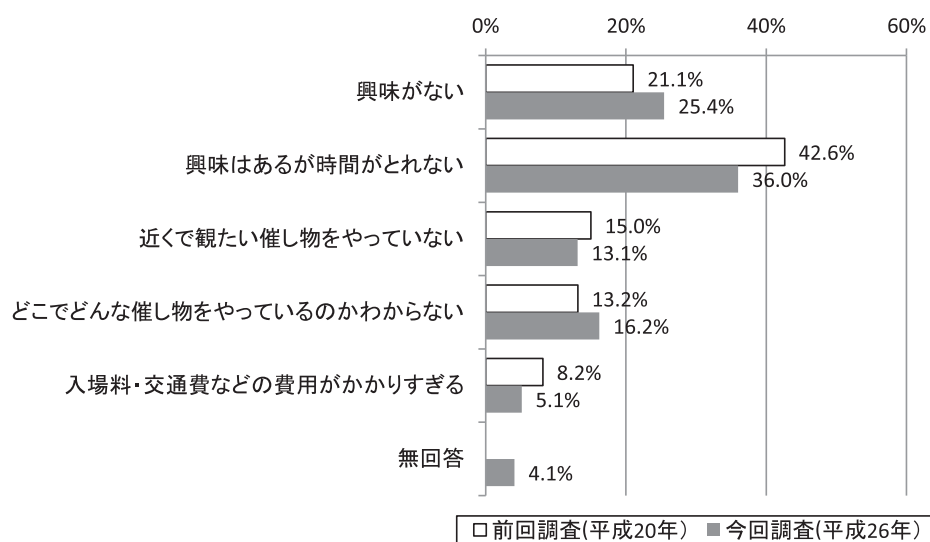
また、意識調査において、最近 1 年間の文化活動経験について調査を行ったところ、「自ら活動していない、活動できなかった」との回答が 72.1 %で、前回調査と同じ結果となりました。理由については、「興味がない」、「時間がない」が多く、前回調査と比較すると、「興味がない」は増加し、「時間がない」は減少しています（表 3）。引き続き、活動しやすい環境づくりと文化芸術への関心を高める取組を推進する必要があります。

※6 川越まつり：川越氷川祭の山車行事。川越城主松平伊豆守信綱が祭礼用具を寄進したことに始まり、江戸の「山王祭」「神田祭」の様式を取り入れながら、およそ 360 年にわたり受け継がれてきたもの。平成 17（2005）年、国指定重要無形文化財に指定。

※7 小江戸川越ライトアップ事業：平成 24（2012）年より始まった事業。建物に映像を映し出す「プロジェクション・マッピング」や「光のアート」の展示にあわせ、街角コンサートや街バルを開催するなど、食と音と灯りの融合による、夜のまちの賑わいを創出する事業。

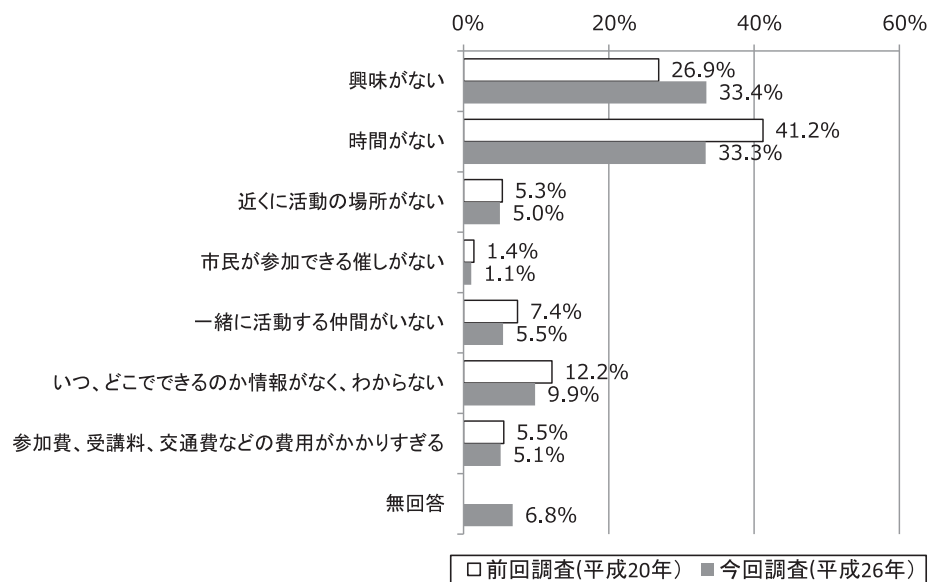
※8 ウェスタ川越：市、県、民間事業者により整備され、平成 27（2015）年春に川越駅西口にオープンした複合拠点施設。市の施設として、大ホールや市民活動・生涯学習施設、男女共同参画推進施設のほか、南公民館、証明センター、子育て支援センター、市民相談室などがある。

(表 2) 最近 1 年間の鑑賞の経験のない人が、「鑑賞していない、できなかった」理由



「文化芸術振興に関する意識調査」より

(表 3) 最近 1 年間の活動経験のない人が、文化活動を行わなかった理由



「文化芸術振興に関する意識調査」より

2 第一次川越市文化芸術振興計画の成果と今後の課題について

第一次川越市文化芸術振興計画を実施した平成23年度から平成27年度までの5年間の成果と、第二次計画に引き継ぐべき今後の課題について、各基本目標ごとに整理すると、以下のようになります。

基本目標1 川越らしい文化芸術の振興

計画期間中に始まり、回を重ねるごとに充実度が増している事業として、2音大クラシック・コンサート(※9)や小江戸川越第九の会演奏会(※10)があります。前者は大学間連携事業の、後者は市民のなかから起こった活動の成果です。このほか、計画策定以前より行っている事業も順調に継続されています。

平成27(2015)年、新たな文化芸術活動拠点として、本市最大の収容人数を誇る約1,700席のウェスタ川越大ホールがオープンしました。一方、同年、ウェスタ川越大ホールにバトンタッチする形で、50年の長きにわたり市民に親しまれてきた市民会館が閉館しました。

今後は、ウェスタ川越大ホールを活用し、幅広い文化芸術事業を展開していくことが求められています。また、既存文化施設(※11)の役割分担について、改めて検討する必要があります。

美術に関する専門施設である市立美術館は、年間4本の多彩な企画展示などのほか、毎月、小学生を対象に美術体験講座を開催するなど、活動が定着してきています。

これらから導き出される「連携・協働」、「若い世代」、「文化芸術活動拠点」のキーワードを、引き続き本市文化芸術振興の核とした上で、積極的に事業を進めていく必要があります。

※9 2音大クラシック・コンサート：尚美学園大学と東邦音楽大学による、学生を中心とした楽団の合同コンサート。平成24(2012)年より開催。

※10 小江戸川越第九の会演奏会：合唱の団体とオーケストラの団体が中心となり、公募市民も交え、市民による、市民のための演奏会を行っているもの。平成23(2011)年初演。

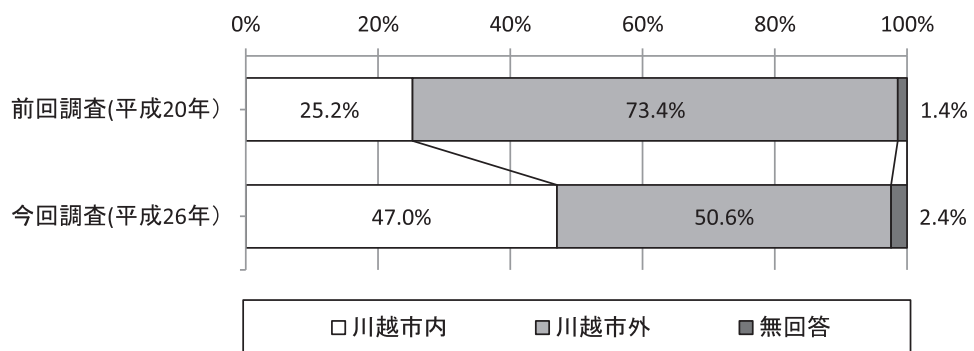
※11 文化施設：やまぶき会館(平成4(1992)年～)、西文化会館(昭和63(1988)年～)、南文化会館(平成6(1994)年～)、川越駅東口多目的ホール(平成14(2002)年～)。

基本目標 2

文化芸術に触れる機会づくり

本市では、美術展開催事業や、優秀映画鑑賞推進事業、また各種団体との共催による舞台公演やコンサートなど、各種催しを実施し、文化芸術に触れる機会の増加に努めてきました。意識調査では、最近1年間に鑑賞経験がある人に、最も多く鑑賞した場所について回答を求めたところ、市内で鑑賞した人の割合が前回調査に比べ、約2倍に増えました(表4)。市内での文化芸術事業の開催が充実したためと考えられます。

(表4) 最近1年間の鑑賞経験がある人が、最も多く鑑賞した場所



「文化芸術振興に関する意識調査」より

子どもたちの文化芸術活動体験は、市立美術館や市立博物館、文化施設などの専門性の高い施設で行っており、好評を博しています。また、子どもたちにとって身近な学校や地域での体験の重要度も増しています。意識調査において、市の文化施策に対する重要度と満足度について回答を求めたところ、「子どもが文化に親しむ機会の提供」「質の高い芸術や芸能の鑑賞機会の充実」については重要度が高いのに対して、現状に対する満足度は低くなっており、要望が満たされていない状態であるといえます(表5)。

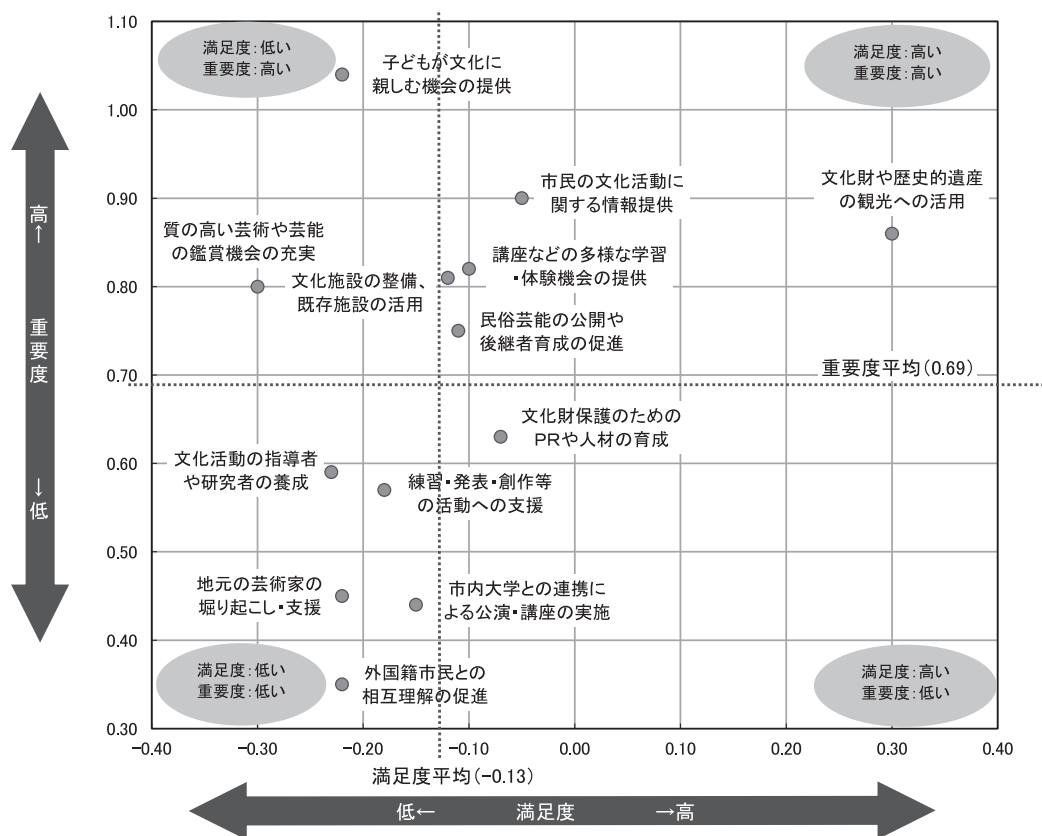
また、ウェスタ川越のオープンを契機として、文化芸術やスポーツを育むまちづくりを長期的、継続的に推進するため、平成27(2015)年、「川越市文化芸術スポーツ振興基金(※12)」を設置しました。今後は、児童生徒を対象としたアウトリーチ(※13)事業など、基金を活用したさまざまな事業の実施が求められています。

※12 川越市文化芸術スポーツ振興基金：本市の文化芸術及びスポーツ振興を図るため平成27(2015)年度に設置。

※13 アウトリーチ：(文化芸術に興味を持ってもらうために)地域に出張して普及啓発活動を行うこと。

また、インターネット等を活用し、文化芸術に関する情報提供に努めてきましたが、今後は SNS 等を活用するなど、さらに多様な方法での情報提供に努めるとともに、子どもたちをはじめ、だれもが文化芸術を享受できるよう、施設やサービスなどの環境を整備していく必要があります。

(表 5) 市の文化施策に関する意識



※本市が取り組む文化芸術施策に対する重要度と満足度について、5段階評価による回答を求め、集計したもの。

※上に行くほど重要度が高く、右に行くほど満足度が高くなる。一般的に、重要度が高く、満足度の低い領域にある施策は、施策の推進や改善に対するニーズが高いといわれている。

「文化芸術振興に関する意識調査」より

基本目標 3

文化芸術活動への支援と文化交流の促進

文化芸術活動への支援については、市民文化祭、地区文化祭、川越市美術展覧会など、発表の場の提供に努めてきました。一方、文化芸術事業を支えるボランティアやコーディネーター（※14）などの人材の育成については、あまり順調に進んでいません。今後は、事業を支える人材育成事業にも一層の力を入れていく必要があります。

活動の場の整備については、文化施設の充実のほか、今後は文化施設以外の施設や、民間の施設、オープンスペース（※15）などの活用についても考えていく必要があります。

意識調査において、「芸術家や文化に関わる人を育てたり支援するために必要なこと」について回答を求めたところ、「子どもや若い世代が様々なアーティストや専門家と触れ合える機会の提供」が最も多く、次いで「文化活動を行っている団体等の発表の機会や練習場所の充実」が多い結果となりました（表6）。子どもたちが文化芸術に親しむ機会づくりとともに、今後も発表の機会や場の確保を進める必要があります。

文化交流については、文化芸術関連団体間の交流や、姉妹・友好都市（※16）との文化交流、外国籍市民との多文化共生（※17）の推進などを行っています。

平成32（2020）年に行われる東京オリンピック・パラリンピックのゴルフ競技について、市内での開催が予定されています。大会の開催が、スポーツ・文化の発展に本市が直接寄与できる機会であるとともに、国内外へ川越をPRする絶好の機会と捉え、文化芸術によるさまざまな取組を行うことが期待されます。

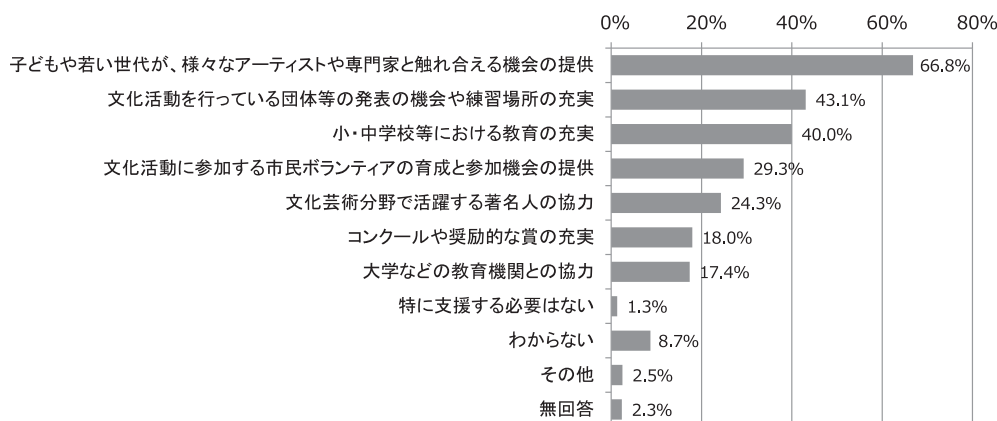
※14 コーディネーター：調整者。ここでは、文化芸術の分野において、人と人、人と地域、地域と地域などについて、その間に入り調整する役割を担う人のこと。

※15 オープンスペース：空き地。ここでは、まちなかにある遊休スペースの有効活用をイメージしている。

※16 姉妹・友好都市：川越市では、地域間交流を推進し、相互理解を深めるために、国内外の都市と姉妹・友好都市提携を行っており、国内3都市（福島県棚倉町、福井県小浜市、北海道中札内村）、海外3都市（ドイツ・ヘッセン州・オッフエンバッハ市、アメリカ・オレゴン州・セーレム市、フランス・ブルゴーニュ州・オータン市）と提携。

※17 多文化共生：国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

(表 6) 芸術家や文化に関わる人を育てたり支援するために必要なこと



「文化芸術振興に関する意識調査」より

基本目標 4 文化財・伝統芸能等の保存及び活用

文化財の保存については、補助事業や後継者育成事業を行っています。川越城本丸御殿の保存修理工事を終了し、現在は時の鐘の耐震工事に着手しており、蔵造り資料館の耐震工事に向けた準備を進めています。今後は、河越館跡（※18）など、整備事業も計画的に進めていく必要があります。

地域の伝統芸能等の保存については、後継者の確保が課題となっています。

平成 23（2011）年に川越市歴史的風致維持向上計画（※19）を策定し、今後は歴史的風致形成建造物の指定など、計画の推進が求められています。また、旧山崎家別邸や旧川越織物市場などの歴史的建造物を利用した事業の推進や、市立博物館などが収蔵、展示する文化財を活用した事業の一層の推進が求められています。

※18 河越館跡：河越氏は桓武平氏・秩父氏の流れをくみ、平安時代末から南北朝時代にかけて武蔵国でも有数の勢力を誇った武士。川越市上戸地区にある河越館跡は河越氏の居館跡で、昭和 59（1984）年 12 月 6 日、国指定史跡となった。

※19 川越市歴史的風致維持向上計画：歴史的建造物など人々の営みが一体となって重層的に形成されている川越の歴史的風致の維持及び向上を図っていくことを目的に策定し、平成 23（2010）年 6 月に国（国土交通省・文部科学省・農林水産省）の認定を受けた計画。

3 計画策定における主要な視点

(1) 人口減少時代の文化芸術振興策

少子高齢化の進行により、次世代の文化芸術を担う人材の不足が指摘されています。子どもや若い世代が気軽に文化芸術に触れ、親しむ機会を充実させることにより、次世代の文化芸術の担い手、そして受け手を育むとともに、心豊かな子どもや若い世代の育成に資することができます。

(2) 市民等との連携・協働

さまざまな分野において民間の役割が増す一方で、本市においては伝統的に市民等による文化活動も活発に行われています。文化芸術の多様性や自主性の尊重を踏まえると、文化芸術によるまちづくりは、市民、市民活動団体、NPO法人、大学等の多様な主体と行政との連携・協働によって図られることがふさわしいと考えます。

(3) 文化施設の役割の分担等

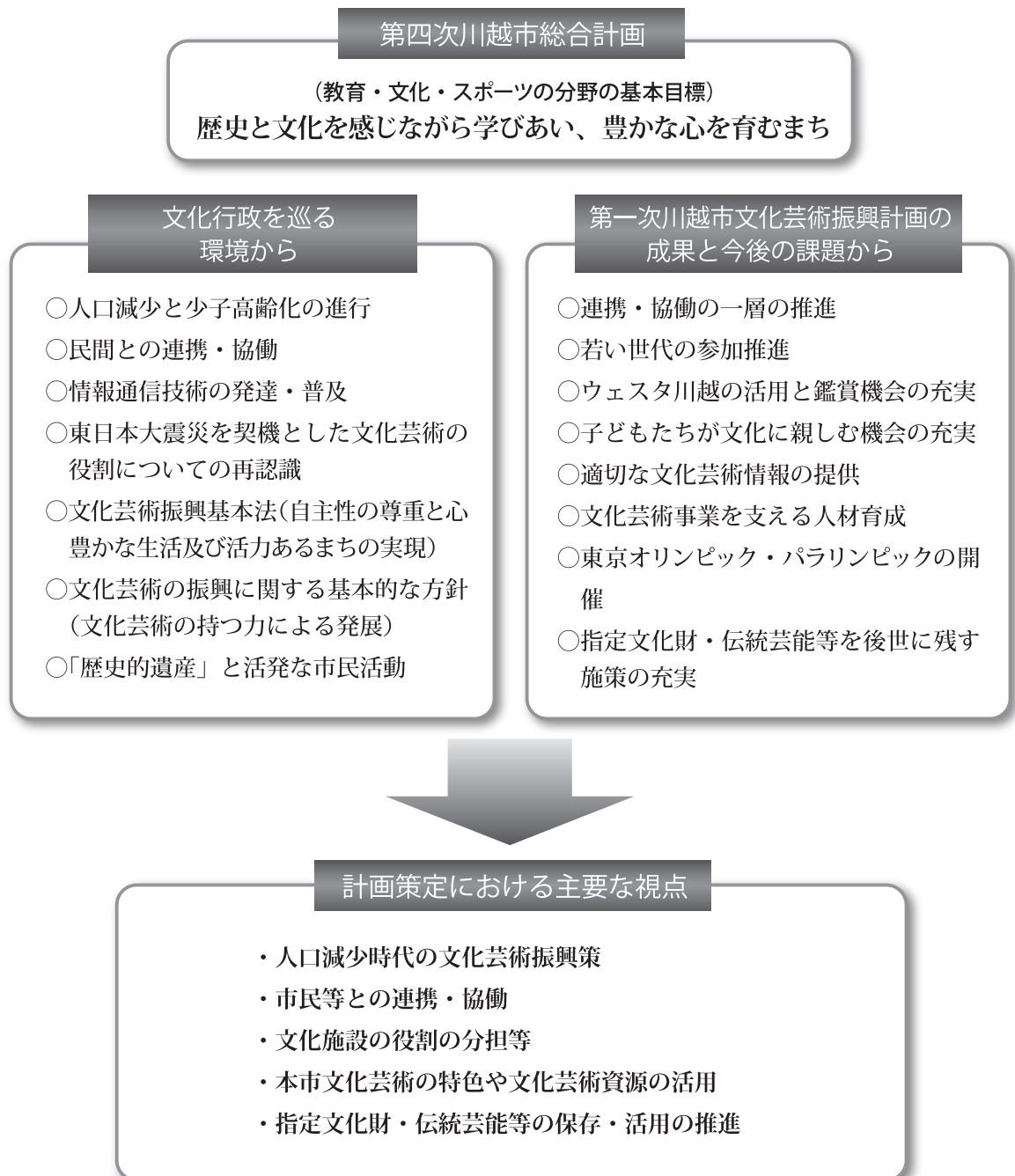
平成 27 (2015) 年に市民会館が閉館し、新たにウェスタ川越大ホールがオープンするなど、文化施設を巡る環境は大きな転換期を迎えています。各文化施設の役割を改めて検討する必要があります。

(4) 本市文化芸術の特色や文化芸術資源の活用

貴重な歴史的遺産や活発な市民活動、他市に先駆けて文化芸術活動が行われてきたこと等が本市文化芸術の特色となっています。また、市内には 4 つの大学（東洋大学、東京国際大学、東邦音楽大学、尚美学園大学）が存在することなどから、文化芸術やまちづくりに関心を持つ若い世代が多く集う、活気あるまちとしての一面もあります。これらの特色や資源を活用し、さらに本市に潜在する力を掘り起こし、まちの魅力を創出します。

(5) 指定文化財・伝統芸能等の保存・活用の推進

本市には貴重な指定文化財や、地域の伝統芸能等が多数残されていることから、これらの保存を図り、次世代に継承していくことが必要です。また、同時に指定文化財・伝統芸能等の価値を広く市民に伝え、文化財保護の意識を啓発するための活用事業も欠くことができません。



第四次川越市総合計画、文化行政を巡る環境、第一次文化芸術振興計画の成果と今後の課題から導かれた“計画策定における主要な視点”について、本計画の基本理念及び施策に反映させます。

Ⅲ 文化芸術振興計画の理念と目標

1 基本理念

本市の文化芸術を振興する上での基本的な考え方は、「文化芸術振興基本法」及び、上位計画である「第四次川越市総合計画」から次のように定めます。

- 市民と、民間団体、事業者、行政が、互いに認め合い、ともに知恵と力を出し合い、みんなで魅力あるまちをつくります。
- 先人から受け継いだ歴史と文化を生かし、新たな価値を創造するまちをつくとともに、心豊かな市民生活を未来に引き継ぐため、持続可能な文化芸術の振興を図ります。
- 文化の発信と交流を促し、成熟したまちにふさわしい文化芸術活動の充実を図ります。

2 基本目標

本市の文化芸術振興のために、次の4つの基本目標を設定します。

基本目標 1 文化芸術の振興

本市には文化芸術資源が多く、市民活動が活発に行われてきた実績があり、これらが密接に関係した結果として、歴史と伝統に培われた文化芸術活動が現代に受け継がれています。今後も、市民やさまざまな団体と行政が連携・協働し、文化芸術による側面からもまちづくりを進めていきます。

また、市内には、地域連携に力を入れている4大学があり、文化芸術やまちづくりに関心を持つ若い世代が多く集まっています。各大学と連携しながら、この若い力とともに、文化芸術活動を進めていきます。

平成27(2015)年には、本市の新しい文化芸術活動の拠点として、ウェスタ川越大ホールがオープンしました。既存の文化施設とともに、それぞれの特色を生かしながら、各施設の有効活用に努めます。

【施策】

- 1 連携・協働による新たな文化芸術の創造
- 2 若い世代が文化芸術事業に参加しやすいしくみづくり
- 3 文化芸術活動拠点の活用

基本目標 2 文化芸術に触れる機会づくり

幼少期において、多様で質の高い文化芸術に触れる体験は、成長期の豊かな感性、創造性、コミュニケーション能力を育みます。また、次世代の文化芸術の貴重な担い手や鑑賞者を育むことも期待できます。このことから、川越市文化芸術スポーツ振興基金を活用した、子どもの文化芸術体験事業などを実施していきます。

子どもたちはもちろん、障害のある人や高齢者、子育て世代など、さまざまな市民が文化芸術に接する機会を拡充するため、施設の充実、参加しやすい環境の整備や情報発信を推進していきます。

【施策】

- 4 子どもたちが文化芸術に親しむ機会づくり
- 5 文化芸術が身近にある環境づくり

基本目標 3

文化芸術活動への支援と文化交流の促進

文化芸術には多種多様なジャンルが存在し、本市においても個人や団体がさまざまな活動を展開しています。こうした活動を支援するため、発表機会や活動場所の提供、あるいは助成や顕彰などを実施していきます。

また、互いの表現活動に触れることで、文化芸術活動の発展の可能性はさらに高まります。このことから、多様な個人・団体間の交流を促進し、ネットワークの形成・充実に努めます。また、東京オリンピック・パラリンピックを契機とした文化芸術事業を推進します。

【施策】

- 6 文化芸術活動への支援
- 7 文化芸術活動の場の整備
- 8 文化交流の促進

基本目標 4

指定文化財・伝統芸能等の保存及び活用

蔵造りの町並み、時の鐘など、本市は県内でも多くの文化財を有し、たくさんの観光客が訪れています。その一方で、伝統的な風俗・習慣は後継者問題により徐々に忘れられつつあります。

文化財の保護を推進するためには、市民が指定文化財や重要伝統的建造物群保存地区(※20)などについて認識するとともに、その理解を深めることが大切です。そして市民と行政が協力して、文化財を保存及び活用していくことが必要となります。

また、川越氷川祭の山車行事などの無形民俗文化財(※21)を含む各種伝統芸能の後継者育成は重要であり、今後も支援する取組を推進します。

【施策】

- 9 指定文化財・伝統芸能等の保存
- 10 指定文化財・伝統芸能等の活用

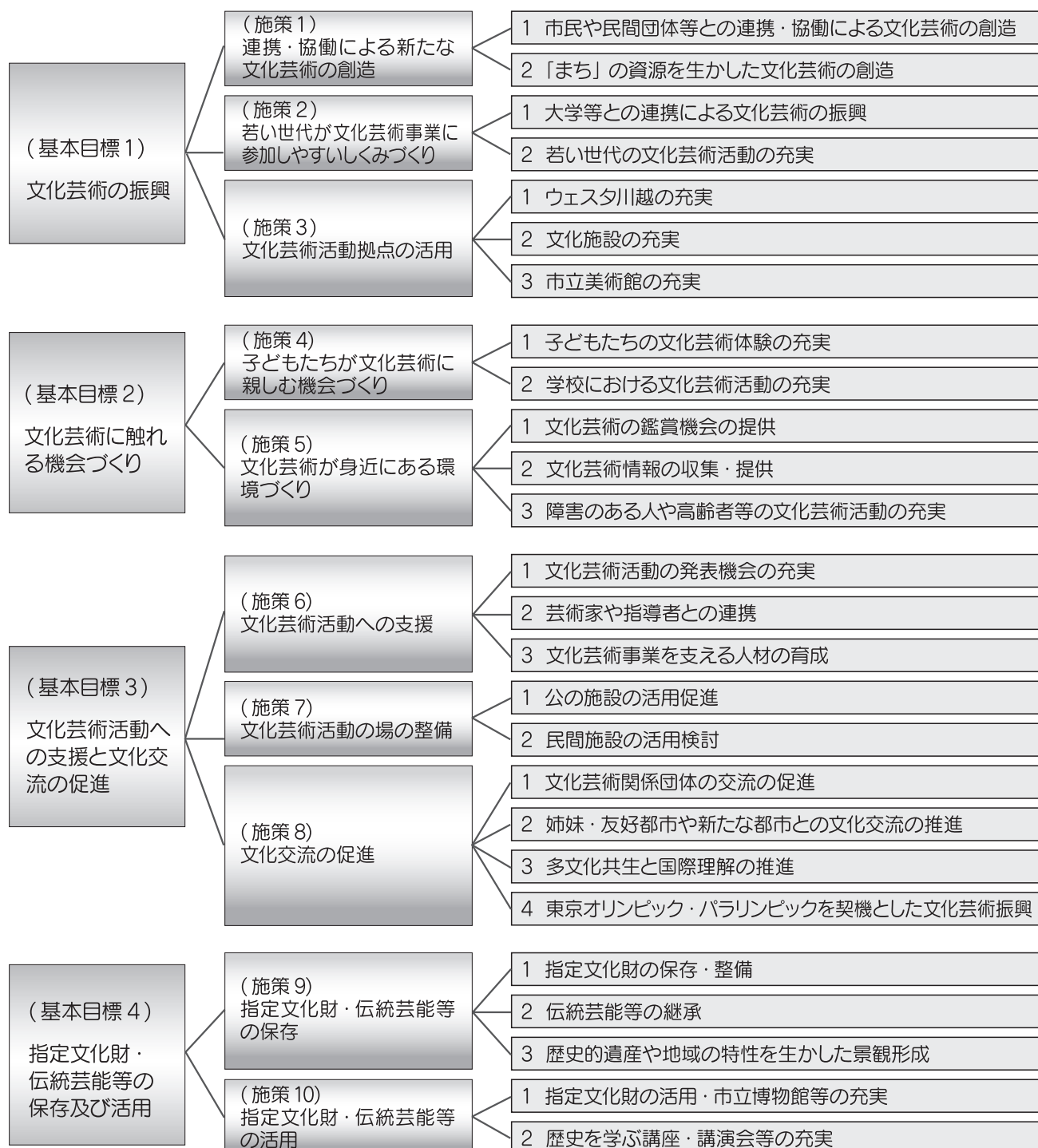
※20 重要伝統的建造物群保存地区：伝統的建造物群と一体となって価値ある歴史的な環境を保存するため、「文化財保護法」および「都市計画法」に基づき市町村が定めた伝統的建造物群保存地区のうち、その価値が特に高いものとして国が選定した地区。

※21 無形民俗文化財：演劇、音楽、工芸技術その他無形の文化的所産で、歴史上又は芸術上価値の高いものとして国や地方自治体が認めるもの。

3 施策の体系

(基本理念)

- ◆市民と、民間団体、事業者、行政が、互いに認め合い、ともに知恵と力を出し合い、みんなで魅力あるまちをつくります。
- ◆先人から受け継いだ歴史と文化を生かし、新たな価値を創造するまちをつくとともに、心豊かな市民生活を未来に引き継ぐため、持続可能な文化芸術の振興を図ります。
- ◆文化の発信と交流を促し、成熟したまちにふさわしい文化芸術活動の充実を図ります。



IV 文化芸術振興施策

基本目標 1

文化芸術の振興

施策 1 「連携・協働による新たな文化芸術の創造」

川越という「まち」には文化芸術の分野を越えたさまざまな財産があり、これらの維持・発展を担ってきたのは、個人あるいはさまざまな団体です。文化芸術の振興においても、これまでと同様、市民や民間団体等と行政とがそれぞれの特色を生かし、力を合わせて取り組むことが重要です。

「まち」で行う事業に文化芸術の要素を組み入れたり、「まち」の持つ魅力を多様な観点から生かし持続させていくなど、さまざまな連携・協働により、本市の文化芸術を維持し、発展させ、新たな文化芸術の創出に努めます。

1 市民や民間団体等との連携・協働による文化芸術の創造

市民や民間団体等との連携・協働による取組を推進します。また、これまで築き上げてきた連携関係を更に充実させ、新たな文化芸術の創出に努めます。

2 「まち」の資源を生かした文化芸術の創造

本市の持つさまざまな資源や特性を生かし、独自の文化芸術の振興を促進します。また、郷土の文化や歴史について学ぶ機会の充実を図ります。

産業や観光だけではなく、本市の文化芸術をPRすることで、新たな「まち」の魅力づくりを推進します。

施策2 「若い世代が文化芸術事業に参加しやすいしくみづくり」

持続可能な文化芸術の振興のためには、次世代への橋渡しが重要であり、若い世代が活躍できる環境を整える必要があります。

そのためには、参加し、活動し、やがては牽引していくという、一連の流れをつくる必要があります。

広場やオープンスペース等でのイベント開催や、学生料金の設定など、若い世代が参加しやすく、目に留まりやすい文化芸術事業を検討します。

また、出演者、鑑賞者に加えて、運営側の人材育成も重要です。ボランティアとして経験することから始め、イベントのコーディネーターへと、段階的に育成を図っていきます。

1 大学等との連携による文化芸術の振興

市内大学や高校、あるいは文化芸術分野を専門とする大学等との連携による、学生を主体とした取組を推進します。

大学との地域連携事業（※22）を活用し、文化芸術の振興を促進します。また、インターンシップ（※23）制度の活用について検討します。

2 若い世代の文化芸術活動の充実

市内の広場やオープンスペース等を音楽やパフォーマンスなどを発表する屋外ステージとして活用するなど、若い世代向けの文化芸術の発信手法の検討を行います。

連携・協働による事業を推進することで、若い世代による文化芸術イベントが開催されるような取組を促進します。

また、イベントの開催において、若い世代からの企画の募集や、事業運営へ加わってもらう手法についても研究します。

※22 大学との地域連携事業：本市と市内4大学間で締結した「川越市と市内大学との連携に関する基本協定」を拠り所とし、大学の知力と人材を地域で実践的に生かすこと、双方の人材育成に寄与することを目的として実施する連携事業。

※23 インターンシップ：学生の職業体験。ここでは、文化芸術事業での体験を通じて、将来的に文化芸術活動につなげることを期待している。

施策 3 「文化芸術活動拠点の活用」

平成 27 (2015) 年、川越駅西口にウェスタ川越がオープンしました。ここを、良質な芸術を身近で鑑賞できる、本市文化芸術活動の特色ある拠点施設として活用していきます。

やまぶき会館、西文化会館、南文化会館、川越駅東口多目的ホールの各文化施設は、使い勝手の良い中小のホールとして、鑑賞機会の提供や市民の身近な発表の場として活用していきます。

市立美術館は、県内でも数少ない公立美術館であり、展覧会等の開催や創作活動・発表の場の提供を通じて、市民が美術に触れる機会の充実を図ります。

1 ウェスタ川越の充実

大ホールをはじめ、良質な芸術の鑑賞機会の提供や市民の文化芸術活動の発表の場として、交流の促進、にぎわいの創出を図ります。

また、小規模コンサートの開催も可能なりハーサル室、多種多様な文化芸術活動に対応できる市民活動・生涯学習施設や多目的ホールなど、各施設の設置目的にあった有効活用を進めます。

2 文化施設の充実

文化施設については、市民の身近な鑑賞、発表、活動の場としての充実を図ります。また、アーティストバンク（※24）制度やアウトリーチ活動の実施など、これまでのノウハウを生かした普及活動を推進します。

3 市立美術館の充実

市民の美術に対する理解を深め興味を創出するため、特別展、常設展の充実を図ります。

また、市民のための美術館として、市民が自らの文化芸術活動に利用し、利用者が互いに交流できるような施策を進めるとともに、文化芸術に係る各種講座や体験型事業、教育普及ボランティアの充実に努めます。

※24 アーティストバンク：市民の依頼に応じて公演や体験授業等を行うことのできる芸術家の登録制度。

基本目標 2

文化芸術に触れる機会づくり

施策4「子どもたちが文化芸術に親しむ機会づくり」

次世代を担う子どもたちの豊かな感性や創造性等を育むため、幼少期の子どもや児童生徒の鑑賞機会や体験機会の提供に努めます。また、年代に応じた学習プログラムを検討します。

さらに、川越市文化芸術スポーツ振興基金を活用し、市内学校への芸術家派遣事業を実施するなど、子どもたちの文化芸術体験事業を推進します。

1 子どもたちの文化芸術体験の充実

市立美術館や市立博物館等において、魅力ある美術、音楽、郷土文化等に関する講座の充実を図ります。

また、地域や地元大学等と連携した、子どもたちの文化芸術体験事業を実施し、子どもたちが文化芸術に触れ、体験する機会の充実に努めます。

さらに、文化芸術の創造活動体験を行う、ワークショップ^{※25}型事業の充実を図ります。

2 学校における文化芸術活動の充実

地域の協力を得ながら、地域に伝承する民俗芸能などの歴史文化等を、学校における体験や鑑賞の機会として、充実を図ります。市立美術館、市立博物館など文化芸術に関する専門施設の連携講座やアウトリーチなどを利用し、子どもたちの文化芸術活動の機会を充実させます。

※25 ワークショップ：仕事場、作業場を意味する英語の Workshop から派生した言葉。参加者全員による共同作業のこと。

施策5「文化芸術が身近にある環境づくり」

市民の文化芸術への関心を高め、その理解を深めるためには、文化芸術に触れる機会の提供が不可欠です。

平成26(2014)年度に実施した「文化芸術振興に関する意識調査」では、「質の高い芸術や芸能の鑑賞機会の充実について」の問いに対し、重要と考えている人が多いものの、その実情には満足していない人の割合が多くなっています。身近で気軽に文化芸術に触れることができるよう、芸術作品や音楽・舞台芸術の鑑賞機会を提供します。市内で行われる文化芸術イベント情報を、分野別や世代別などに対象を分けるなどして、魅力あるコンテンツを発信します。

1 文化芸術の鑑賞機会の提供

民間団体等と連携し、良質な音楽や美術、舞台芸術等の鑑賞の機会を提供します。ニーズの高いジャンルはもとより、興業的な利益にとらわれずに、本市の文化芸術振興や川越ゆかりの芸術家の顕彰につながる内容の事業を実施します。

また、より多くの市民が鑑賞できるよう、来場者に配慮した開催に努めます。

2 文化芸術情報の収集・提供

民間の主催により実施される文化芸術に係る公演やイベントの情報、また、文化芸術活動を行う団体や個人の活動内容等の情報については、その把握に努め、インターネットやSNSを活用するなどわかりやすく魅力あるコンテンツを発信します。

また、新たに文化芸術活動を行おうとする市民のための情報提供や、文化芸術振興に係る国や県などの補助制度等の情報提供に努めます。

3 障害のある人や高齢者等の文化芸術活動の充実

公演・展示等において、障害のある人や高齢者、子育て世代、外国籍市民等が文化芸術を享受しやすいよう、また、文化芸術活動に参加しやすいよう、施設のバリアフリー化、多言語による解説、託児サービスなど、対象者のニーズに応じた工夫や配慮に努めます。

基本目標 3

文化芸術活動への支援と文化交流の促進

施策 6 「文化芸術活動への支援」

文化芸術の担い手は団体等や市民一人ひとりです。文化芸術活動を行う団体等への支援を継続するとともに、身近な施設における文化芸術活動の発表機会の充実や、それらを鑑賞する市民が増えるとともに、それぞれの興味や関心に合った発表や鑑賞の場を設けるなどにより、文化芸術活動に参加したいという市民が増える取組の実施に努めます。

文化芸術の振興のためには、先導的な役割を担う芸術家や指導者をはじめ、幅広い人材の発掘や育成が必要です。

また、文化芸術事業を支える、運営側の人材の育成にも努めます。

1 文化芸術活動の発表機会の充実

市民文化祭や地区文化祭、川越市美術展覧会など、市民の文化芸術活動の成果を発表する場の充実を図ります。

2 芸術家や指導者との連携

文化芸術活動についての知識、情報及び体験機会を提供する事業に対応するため、文化芸術活動を指導する人材を幅広く求めます。

また、本市にゆかりがあり、文化芸術に高い功績を残した芸術家、文化芸術の振興に寄与した個人や団体を表彰します。

3 文化芸術事業を支える人材の育成

文化芸術事業に欠かせないボランティアやコーディネーターを育成するための講座や研修会の充実を図ります。

芸術家と市民の橋渡し役となり、芸術家の紹介や、作品を説明する人材の育成を進めます。

施策7「文化芸術活動の場の整備」

文化芸術活動を行っている個人や団体が、日頃の練習などに使用し、また活動の成果を発表する代表的な施設として、公民館や文化施設などが挙げられます。これら公の施設の適切な運営管理と市民のニーズに対応した設備の充実に努めます。

また、多様化する文化芸術活動に対応するためには、公の施設にとどまらず、民間施設の情報についても把握し、情報提供を行うことができるよう努めます。

1 公の施設の活用促進

文化芸術の活動拠点となる施設の適切な運営管理と、ニーズに対応した設備の充実に努め、市民が文化芸術活動を行う施設の充実に図ります。

社会教育施設やコミュニティ施設、観光施設などのほか、市が管理する歴史的建造物などにおいても、文化芸術活動や発表の場としての利用の可能性を検討し、活用を図ります。

2 民間施設の活用検討

市民の文化芸術活動に活用できる民間施設の情報収集に努めるとともに、情報提供を行えるようにします。

施策 8 「文化交流の促進」

文化芸術には多種多様な分野が存在します。異なる文化芸術との交流により、他の分野に対する理解や自らの文化芸術活動の見直しにつながり、既存の文化芸術の魅力を更に高めていくことができます。

市内の文化芸術関係団体の交流を促進するとともに、本市の姉妹・友好都市及び地理的、歴史的背景によってつながりのある市町村との交流を推進します。

市内に住む外国籍市民は年々増加傾向にあり、地域での共生をさらに推進するためには、異文化理解を推進する事業の充実が必要です。

さらに、東京オリンピック・パラリンピックを契機とし、本市の文化芸術振興と多文化交流の促進に努めます。

1 文化芸術関係団体の交流の促進

市内で活動する文化芸術関係団体による実行委員会形式の事業を実施することで、団体間のネットワークの充実を図り、相互の交流を促進します。

2 姉妹・友好都市や新たな都市との文化交流の推進

国内外の姉妹・友好都市に青少年を派遣することを通じて、文化やスポーツ等の分野での交流事業の充実を図ります。

また、歴史的背景や地理的特性などが類似する他の市町村との文化交流に努めます。

3 多文化共生と国際理解の推進

外国の文化を理解する講座の充実を図ります。

また、国際交流や多文化共生に係るイベント等の開催を支援し、本市に在住する外国籍市民や市内大学に通う留学生が活躍できる取組の検討を進めます。

4 東京オリンピック・パラリンピックを契機とした文化芸術振興

東京オリンピック・パラリンピックを契機として、スポーツや観光の振興などとの相乗効果も考慮した、効果的な文化振興施策を推進します。

また、本市の文化芸術資源を生かした多文化交流に努めます。

施策 9 「指定文化財・伝統芸能等の保存」

本市の歴史的遺産は、郷土の歴史や文化の理解に欠くことができない貴重な財産であることから、適切な保存に努めます。

指定文化財の保存管理を支援するとともに、国や県の補助制度を活用し、文化財の特性に応じた計画的な保存・整備に努めます。

無形民俗文化財及び伝統芸能等は、伝統文化の保存と後継者の育成に努めます。子どもたちや若い世代に紹介するだけでなく、実際に触れ、体験できるような取組を推進し、また、地域で継承することが難しい伝統芸能等については、広く人材育成を行うことができるよう支援します。

未調査・未指定の文化財について、調査を進め、文化財の指定等を推進し、適切な保存に努めます。

伝統的な町並みや史跡においては、その周辺環境も含めた地域の特性を生かした景観の維持・向上に努めます。

1 指定文化財の保存・整備

指定文化財や重要伝統的建造物群保存地区の保存・整備に努めるとともに、貴重な歴史的遺産の発掘に努め、文化財の指定を推進します。

2 伝統芸能等の継承

伝統芸能等の保存・継承活動への支援に努めるとともに、後継者の育成施策の充実を図ります。

3 歴史的遺産や地域の特性を生かした景観形成

一番街周辺に代表される歴史的な景観をはじめ、市街地のにぎわいや豊かな自然等、地域の特性を生かした景観の保全と形成に努めます。

施策 10 「指定文化財・伝統芸能等の活用」

指定文化財・伝統芸能等を後世に継承するために必要な保存措置を講じながら、その有効的な活用を推進します。

市立博物館、川越まつり会館、川越市産業観光館「小江戸蔵里」、旧川越織物市場、旧山崎家別邸などの施設の充実を図りながら、指定文化財・伝統芸能等を公開・活用します。

指定文化財・伝統芸能等の継承には、市民の理解と協力は不可欠です。市民や自治会等と協働して、指定文化財・伝統芸能等に対する理解を深める事業を展開し、その有効活用を図ります。

また、将来にわたって指定文化財・伝統芸能等を守り伝えていくためには、次世代の理解も不可欠です。そのため、学校等と連携し、指定文化財・伝統芸能等を活用した体験事業を通して保護意識の啓発に努めます。

1 指定文化財の活用・市立博物館等の充実

河越館跡の整備を進め、史跡を活用したイベントを開催するなど、郷土の歴史や文化を生かした事業実施に努め、指定文化財の活用事業を推進します。

旧川越織物市場については、新しい価値を生み出す文化創造のためのインキュベーション（※26）機能や文化交流機能を有する拠点として活用し、歴史と文化を生かした新たな価値の創出に寄与します。

また、本市の歴史への理解や文化財の活用を図るために、市立博物館等での展示内容や公開の方法を工夫しながら、その充実に努めます。

2 歴史を学ぶ講座・講演会等の充実

市民の多様な学習要求に応じた講座や教室を展開し、指定文化財や伝統芸能等の活用を図ります。

学校等との連携により、郷土の歴史や文化を学習するための体験型事業の充実を図ります。

※26 インキュベーション：事業の創出や創業を支援するサービス、活動のこと。

1 計画の推進体制

文化芸術振興のためには、市民ニーズや社会的背景を踏まえ、多様な分野において、各種事業を計画的かつ継続的に推進していくことが重要です。

市では、「川越市文化芸術振興計画検討委員会」において、各施策の実施状況や目標値等について自己評価を行います。

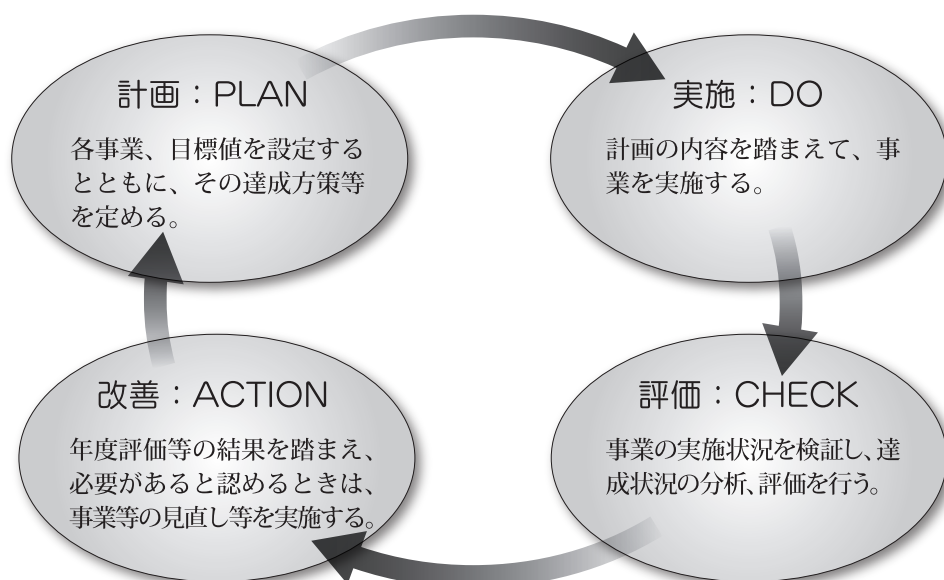
また、市民、民間団体、事業者等と連携し、各施策を実施するとともに、市民アンケート等を通じて、幅広い市民の意見を得ながら、計画を推進します。

2 計画の進行管理

本計画の推進を図るため、定期的に各施策の実施状況の把握や評価を実施し、計画的な進行管理を行います。進行管理にあたっては、PDCA（Plan：計画、Do：実施、Check：評価、Action：改善）サイクルにより、各施策について評価・改善を行います。

また、文化行政を巡る環境の変化や進捗状況に応じて、事業の見直しや新規事業の実施など、適切な運用を図ります。

■PDCA サイクルのイメージ図



3 計画の指標

本計画を効果的かつ着実に実施するため、8つの成果指標を設定します。

	成 果 指 標	単位	現在値 (H26年度)	目標値 (H32年度)
1	協働による文化芸術事業(※27)件数	件	7	10
2	アウトリーチ実施件数	件	—	10
3	ウェスタ川越大ホール稼働率	%	—	60.0
4	文化施設(やまぶき会館、西文化会館、南文化会館、川越駅東口多目的ホール)の利用者数	人/年	311,899	321,000
5	市立美術館常設展・特別展観覧者数	人/年	67,652	69,000
6	最近1年間で文化芸術を鑑賞した人の割合	%	73.9	80.0
7	最近1年間で自らが文化芸術活動をした人の割合	%	19.5	40.0
8	市・県・国指定等文化財数	件	264	276

※27 協働による文化芸術事業：文化芸術団体等との協働による文化芸術事業のこと。

第二次川越市文化芸術振興計画策定経過

平成26年 7 月	川越市文化芸術振興に関する意識調査実施
平成26年11月	川越市文化芸術振興計画検討委員会設置
平成27年3月16日	第 1 回川越市文化芸術振興計画検討委員会
平成27年4月24日	第 1 回川越市文化芸術振興計画審議会
平成27年6月25日	第 2 回川越市文化芸術振興計画検討委員会
平成27年7月6日	第 2 回川越市文化芸術振興計画審議会
平成27年8月27日	第 1 回川越市文化芸術振興計画検討部会
平成27年8月27日	第 3 回川越市文化芸術振興計画検討委員会
平成27年8月31日	第 4 回川越市文化芸術振興計画検討委員会
平成27年9月5日	第 3 回川越市文化芸術振興計画審議会
平成27年10月2日	第 2 回川越市文化芸術振興計画検討部会
平成27年10月13日	第 5 回川越市文化芸術振興計画検討委員会
平成27年10月20日	第 4 回川越市文化芸術振興計画審議会
平成27年11月25日 ～12月24日	市民意見公募
平成28年1月28日	第 5 回川越市文化芸術振興計画審議会
平成28年2月12日	答申

川越市文化芸術振興計画審議会条例

平成二十六年十二月十九日

条例第七十五号

(設置)

第一条 文化芸術振興計画に関する事項について審議するため、川越市文化芸術振興計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第二条 審議会は、委員二十人以内で組織し、次に掲げる者のうちから必要の都度、市長が委嘱する。

- 一 学識経験者
- 二 市内の公共的団体等の代表者
- 三 前二号に掲げる者のほか、市内に住所を有する者

(任期)

第三条 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了するまでの期間とする。

(会長及び副会長)

第四条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第五条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第六条 審議会の庶務は、文化スポーツ部文化芸術振興課において処理する。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第二次川越市文化芸術振興計画審議会 委員名簿

氏 名	選 出 母 体 等
1号委員 学識経験者	
荻久保 和 明	東 邦 音 楽 大 学
○ 谷 川 俊	学 識 経 験 者
野 地 薫	学 識 経 験 者
野 地 朱 真	尚 美 学 園 大 学
宮 寺 勇	学 識 経 験 者
2号委員 市内の公共的団体等の代表者	
青 柳 達 雄	川 越 美 術 協 会
大 村 あけみ	国 際 ソ ロ プ チ ミ ス ト 埼 玉
草 野 律 子	N P O 法 人 川 越 蔵 の 会
櫻 井 晶 夫	川 越 市 自 治 会 連 合 会
◎ 関 口 俊 一	川 越 市 文 化 団 体 連 合 会
高 橋 寿美香	川 越 市 女 性 団 体 連 絡 協 議 会
蓼 沼 光 夫	川 越 商 工 会 議 所
笛 木 正 司	川 越 青 年 会 議 所
細 野 稔	川 越 囃 子 連 合 会
山 崎 正 博	アマチュア・ミュージックフェスティバル実行委員会
3号委員 市内に住所を有する者	
糸 永 衣 里	公 募
川 西 一 紘	公 募
橋 本 晃	公 募
原 聡 子	公 募

*◎会長 ○副会長 各号委員50音順

川越市文化芸術振興計画検討委員会設置要綱

平成26年11月19日施行

平成27年5月18日改正

(設置)

第1条 本市の文化芸術振興に係る施策の基本的な方向性等を示す文化芸術振興計画を策定するため、文化芸術振興計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 文化芸術振興計画の策定に関すること。
- (2) 文化芸術振興計画の推進に関すること。
- (3) その他文化芸術振興計画に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、文化スポーツ部長の職にあるものをもって充て、副委員長は教育総務部長の職にあるものをもって充てる。
- 3 委員は、別表1に掲げるものをもって充てる。

(会議)

第4条 委員長は、委員会を招集し、会議の議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 委員長は必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明を受け、又は意見を聴くことができる。

(検討部会の設置)

第5条 計画の内容について検討するため、別表2に掲げる課等の職員による検討部会を置く。

- 2 検討部会は、文化芸術振興課長が招集し、会議の議長となる。
- 3 検討部会は、必要に応じ、関係者の出席を求め、説明を受け、又は意見を聴くことができる。
- 4 検討部会において検討した結果は、委員会に報告するものとする。

(庶務)

第6条 委員会及び検討部会の庶務は、文化芸術振興課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか委員会に必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、決裁のあった日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

政策企画課長、市民活動支援課長、文化芸術振興課長、国際文化交流課長、
美術館長、産業振興課長、観光課長、都市景観課長、地域教育支援課長、
文化財保護課長、中央公民館長、中央図書館長、教育指導課長

別表 2（第 5 条関係）

政策企画課、市民活動支援課、文化芸術振興課、国際文化交流課、美術館、
産業振興課、観光課、都市景観課、地域教育支援課、文化財保護課、
中央公民館、中央図書館、教育指導課

文化芸術振興基本法

(平成十三年法律第百四十八号)

(平成十三年十二月七日公布)

前文

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中において、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策

を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術の振興についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることにかんがみ、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

- 4 文化芸術の振興に当たっては、我が国において、文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られ、ひいては世界の文化芸術の発展に資するものであるよう考慮されなければならない。
- 5 文化芸術の振興に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。
- 6 文化芸術の振興に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。
- 7 文化芸術の振興に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。
- 8 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の関心及び理解)

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるよう

に努めなければならない。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、文化芸術の振興に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本方針

第七条 政府は、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、基本方針の案を作成するものとする。

4 文部科学大臣は、基本方針が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 文化芸術の振興に関する基本的施策

(芸術の振興)

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(メディア芸術の振興)

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション

ン及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の製作、上映等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（伝統芸能の継承及び発展）

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（芸能の振興）

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（生活文化、国民娯楽及び出版物等の普及）

第十二条 国は、生活文化（茶道、華道、書道その他の生活に係る文化をいう。）、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文化財等の保存及び活用）

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地域における文化芸術の振興）

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々

によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国際交流等の推進）

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国の文化芸術活動の発展を図るとともに、世界の文化芸術活動の発展に資するため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加への支援、海外の文化遺産の修復等に関する協力その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

（芸術家等の養成及び確保）

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動の企画等を行う者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、国内外における研修への支援、研修成果の発表の機会の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文化芸術に係る教育研究機関等の整備等）

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国語についての理解）

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充

実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日本語教育の充実)

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(著作権等の保護及び利用)

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作権者の権利及びこれに隣接する権利について、これらに関する国際的動向を踏まえつつ、これらの保護及び公正な利用を図るため、これらに関し、制度の整備、調査研究、普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の鑑賞等の機会の充実)

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(青少年の文化芸術活動の充実)

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

する。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の充実)

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(美術館、博物館、図書館等の充実)

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術活動の場の充実)

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮)

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

(情報通信技術の活用の推進)

第二十九条 国は、文化芸術活動における

情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(関係機関等の連携等)

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校、文化施設、社会教育施設その他の関係機関等の間の連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

(顕彰)

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第三十四条 国は、文化芸術の振興に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(地方公共団体の施策)

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術の振興のために必要な施策の推進を図るよう努めるものとする。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

第二次川越市文化芸術振興計画

平成 28 年 3 月

発 行：川越市

編 集：川越市文化スポーツ部文化芸術振興課

〒350－8601

埼玉県川越市元町 1 丁目 3 番地 1

電 話：049-224-8811（代表）

049-224-6157（直通）

F A X：049-224-8712

E-mail bunkashinko@city.kawagoe.saitama.jp



